

## 男 女 共 同 参 画 関 係 年 表

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 47 (1972)	<p>■ 1 2月 第 27 回国連総会で、1975 年を<b>国際婦人年</b>とすることを宣言</p>		
昭和 50 (1975)	<p>■ 7月 メキシコシティでの「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」を採択</p> <p>■ 1 2月 第 30 回国連総会は、「世界会議が採択した勧告等を含めた<b>国際婦人年</b>」及び「社会における婦人の地位の向上と役割」を議題として、婦人に関する決議を採択</p> <p>①「メキシコ宣言」などメキシコ会議で決まった行動計画を承認</p> <p>②1976年～85年の10年間を「<b>国連婦人の10年</b>」と決定</p>	<p>■ 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置</p> <p>総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議」設置</p>	
昭和 51 (1976)			<p>■ 1 1月 女性問題担当窓口を労働部労働福祉課に設置</p>
昭和 52 (1977)		<p>■ 1月 婦人問題企画推進本部「国内行動計画」を決定</p> <p>■ 6月 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」を同本部決定</p> <p>■ 1 0月 総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」を発表</p>	<p>■ 9月 知事の私的諮問機関として「大阪府婦人問題推進会議」設置</p>
昭和 54 (1979)	<p>■ 1 2月 第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択</p>		<p>■ 3月 大阪府婦人問題推進会議から知事へ「女性の地位向上に関する提言」提出</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置</p>
昭和 55 年 (1980 年)	<p>■ 7月 「国連婦人の10年中間年世界会議」開催</p> <p>・「女子差別撤廃条約」に日本政府代表署名</p> <p>・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</p>		<p>■ 4月 企画部府民文化室に婦人政策係を設置</p> <p>■ 8月 審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定</p>

年	世 界	国	大 阪 府
昭和56 (1981)	■ 9月 「女子差別撤廃条約」発効	■ 5月 「婦人に関する施策の推進のための 国内行動計画後期重点計画」策定	■ 4月 「女性の自立と参加を進める大阪府 行動計画」を策定
昭和57 (1982)			■ 4月 企画部に「婦人政策室」を設置 大阪府婦人会館を教育委員会から知 事部局に移管、「大阪府立婦人会館」に 改称
昭和58 (1983)			■ 3月 婦人会館20周年記念事業を実施
昭和59 (1984)	■ 3月 東京で「国連婦人の10年」E S C A P地域政府間準備会議を開催	■ 5月 国籍法及び戸籍法の改正(父母両系 主義等)[昭60.1 施行] ■ 7月 労働省婦人少年局を再編し婦人局を 設置	
昭和60 (1985)	■ 7月 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会 議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将 来戦略」を採択	■ 4月 生活保護基準額の男女差を解消 女性の年金権の確立を柱とする国民 年金法の改正[昭61.4 施行] ■ 5月 「雇用の分野における男女の均等な 機会及び待遇の確保等女子労働者の福 祉の増進に関する法律」(男女雇用機会 均等法)成立[昭61.4 施行] ■ 6月 女子差別撤廃条約批准	■ 3月 女性の社会参加等に関する調査 女性の社会参加をすすめるための拠 点施設実態調査報告
昭和61 (1986)		■ 1月 「婦人問題企画推進有識者会議」設 置	■ 4月 「21世紀をめざす大阪府女性プラ ン」(第2期行動計画)策定 ■ 6月 「大阪府女性問題懇話会」設置 ■ 9月 「大阪府婦人関係団体会議」設置
昭和62 (1987)		■ 5月 婦人問題企画推進本部「西暦2000年 に向けての新国内行動計画」を決定 ■ 6月 労働省「女子労働者福祉対策基本方 針」を発表	■ 11月 婦人政策課を企画部から生活文化部 に移管

年	世 界	国	大 阪 府
昭和 63 (1988)			<p>■ 2月 審議会等への女性委員の登用目標率を 20%に改定</p> <p>■ 9月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」設置</p>
平成元 (1989)		<p>■ 3月 文部省「新学習指導要領」告示 ・高等学校家庭科男女必修化</p>	
平成 2 (1990)	<p>■ 5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</p>	<p>■ 3月 総理府「女性の就業に関する世論調査」発表</p>	<p>■ 9月 大阪府婦人総合センター(仮称)基本設計公表</p>
平成 3 (1991)		<p>■ 1月 総理府「女性に関する世論調査」発表</p> <p>■ 4月 婦人問題企画推進有識者会議「変革と行動のための 5 年」報告提出</p>	<p>■ 1月 「女性問題についての意識調査」結果公表</p> <p>■ 3月 大阪府女性問題懇話会「第 3 期行動計画策定に向けての提言」提出</p>
平成 3 (1991)		<p>■ 5月 「育児休業等に関する法律」成立[平成 4.4 施行] 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定</p>	<p>■ 5月 課内の組織改正により、政策推進チーム、センター推進チームを設置</p> <p>■ 7月 「大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議」を「ドーンセンター推進会議」に改称</p> <p>■ 8月 「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称</p> <p>■ 9月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 審議会等への女性委員の登用目標率を 25%に改定 「大阪府婦人関係団体会議」を「大阪府女性団体会議」に改称</p> <p>■ 10月 「大阪府女性基金」設置 「大阪府女性基金検討委員会」設置</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成4 (1992)		<p>■ 6月 労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定</p>	<p>■ 3月 ドーンセンター建設工事着工</p> <p>■ 4月 「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足(知事部局等に17名を配置)</p> <p>■ 6月 「大阪府女性基金」積立総額10億円となる</p> <p>■ 12月 ドーンセンターシンボルマーク決定 「大阪府女子労働対策推進計画」策定</p>
平成5 (1993)	<p>■ 6月 ウィーンで国連世界人権会議開催 ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択</p> <p>■ 12月 第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</p>	<p>■ 3月 総理府「男女平等に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立[平5.12 施行]</p>	<p>■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 「大阪府女性基金検討委員会」廃止</p> <p>■ 11月 女性基金のシンボルマーク決定 「大阪府女性基金」積立総額20億円となる 「大阪府女性基金」への最初の寄付を受ける (寄付者:阪奈瓦斯(株)100万円)</p>
平成6 (1994)	<p>■ 6月 第81回ILO総会でパートタイムに関する条約及び勧告を採択</p> <p>■ 9月 カイロで「国際人口・開発会議」開催 ・「カイロ宣言及び行動計画」採択</p>	<p>■ 2月 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 総理府に「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置(政令)</p> <p>■ 7月 「男女共同参画推進本部」設置決定</p> <p>■ 12月 厚生・文部・労働・建設の4大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定 大蔵・厚生・自治の3大臣合意により「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5日年事業)及び「新ゴールドプラン」策定</p>	<p>■ 1月 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設</p> <p>■ 3月 「大阪府女性基金運営懇談会」設置</p> <p>■ 4月 (財)大阪府男女協働社会づくり財団設立 「大阪府女性基金」積立総額40億円となる 課の組織がチーム制から班制に改編</p> <p>■ 10月 府立婦人会館閉館</p> <p>■ 11月 ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1月 人権教育のための国連10年スタート</li> <li>■ 3月 コペンハーゲンで「社会開発サミット」開催 ・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択</li> <li>■ 9月 北京で「第4回世界女性会議」開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6月 育児・介護休業法成立[平7.10 施行、一部11.4 施行] ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(第156号)批准</li> <li>■ 10月 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告</li> <li>■ 9月 女性友好のつばさ実施 (女性NGOフォーラム北京95 派遣)</li> </ul>
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6月 優生保護法の改正(母体保護法)[平8.9 施行]</li> <li>■ 7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>■ 9月 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足</li> <li>■ 12月 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン-男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月 「大阪府女性基金」初の取り崩し</li> <li>■ 4月 課組織が班制から係制に改編</li> <li>■ 5月 大阪女子大学に女性学研究センター開設</li> <li>■ 7月 大阪府女性問題懇話会からジャンプ・プラン見直し提言の中間報告</li> <li>■ 11月 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出</li> <li>■ 12月 ドーンセンター入館者100万人突破 ジャンプ・プラン改定概案公表</li> </ul>
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月 「男女共同参画審議会」設置(法律) 総理府「男女共同参画に関する世論調査」発表</li> <li>■ 6月 男女雇用機会均等法の改正(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)[平11.4 全面施行] 労働基準法の改正[平11.4 施行] 育児・介護休業法の改正[平11.4 施行]</li> <li>■ 10月 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称</li> <li>■ 12月 介護保険法成立[平12.4 施行]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1月 海外女性招へい事業の実施(第1回)[タイ、マレーシア、ベトナム]</li> <li>■ 3月 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新 女と男のジャンプ・プラン」策定</li> <li>■ 9月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催</li> <li>■ 12月 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定</li> </ul>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 10 (1998)	<p>■ 4月 第 42 回国連女性の地位委員会 ・国連女性特別総会「2000 年会議」のニューヨーク国連本部での開催を決定</p>	<p>■ 1月 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 6月 「中央省庁等改革基本法」制定 ・男女共同参画に関する事務を内閣府への移行を明記 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理」公表</p> <p>■ 10月 総理府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート」調査発表</p> <p>■ 11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について一男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」答申</p>	<p>■ 3月 「大阪府女性問題懇話会」及び「大阪府女性基金運営懇談会」を廃止</p> <p>■ 4月 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置</p> <p>■ 5月 「大阪府女性団体会議」廃止「大阪府男女協働推進連絡会議」設置</p> <p>■ 7月 「大阪府女性労働対策推進計画」策定</p> <p>■ 8月 第 1 回大阪府男女協働推進連絡会議を開催</p>
平成 10 (1998)			<p>■ 9月 第 1 回男女協働社会づくり審議会を開催</p> <p>■ 11月 「男女協働社会の実現をめざすトップシンポジウム」開催</p> <p>■ 12月 海外女性招へい事業の実施(第 2 回)[韓国、フィリピン]</p>
平成 11 (1999)	<p>■ 10月 バンコクで、E S C A P 地域ハイレベル政府間会合(女性 2000 年会議地域準備会合)開催</p>	<p>■ 5月 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立[平 11. 11 施行] 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申</p> <p>■ 6月 「男女共同参画社会基本法」成立[平 11. 6 施行]</p> <p>■ 7月 「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律」成立[平 13. 1 施行]</p> <p>■ 8月 男女共同参画審議会に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成を促進する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 12月 警察庁「女性・子どもを守る施策実施</p>	<p>■ 5月 大阪府男女協働社会づくり審議会に「21 世紀を展望した男女協働社会の実現に向けての総合的なビジョンについて」諮問</p> <p>■ 11月 海外女性招へい事業の実施(第 3 回)[アメリカ]</p> <p>■ 12月 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表</p>

年	世 界	国	大 阪 府
		<p>要綱)策定</p> <p>少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」決定</p> <p>大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣の合意により「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)策定</p>	
平成 12 (2000)	<p>■ 6月</p> <p>ニューヨークで国連特別総会「<b>女性2000年会議</b>」開催</p> <p>・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択</p>	<p>■ 2月</p> <p>総理府「男女間における暴力に関する調査」発表</p> <p>■ 4月</p> <p>「都道府県女性少年室」を「都道府県労働局雇用均等室」に改組</p> <p>■ 5月</p> <p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」成立[平 12. 11 施行]</p> <p>総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」発表</p> <p>■ 7月</p> <p>男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p> <p>■ 9月</p> <p>男女共同参画審議会「男女共同参画計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申</p> <p>■ 12月</p> <p>総理府「男女共同参画社会に関する世論調査ー男性のライフスタイルを中心にー」発表</p> <p>「<b>男女共同参画基本計画</b>」策定</p>	<p>■ 2月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」公表</p> <p>■ 4月</p> <p>女性週間全国会議</p> <p>■ 6月</p> <p>国の男女共同参画審議会基本問題部会論点整理についての意見交換会</p> <p>■ 7月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会に「大阪府男女協働社会の実現に関する条例(仮称)の基本的な考え方について」諮問</p> <p>■ 9月</p> <p>大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置</p> <p>■ 11月</p> <p>男女共同参画フォーラム「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン</p> <p>■ 12月</p> <p>「女性への暴力」サポートライン</p>
平成 13 (2001)		<p>■ 1月</p> <p>「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を「厚生労働省」に改組。労働省女性局は厚生労働省雇用均等・児童家庭局に統合。</p> <p>「男女共同参画会議」発足</p> <p>■ 4月</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立[平 13. 10 施行、一部平 14. 4 施行]</p>	<p>■ 2月</p> <p>大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申</p> <p>■ 3月</p> <p>大阪府男女共同参画計画素案公表</p> <p>■ 4月</p> <p>「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称</p> <p>「大阪府男女協働推進連絡会議」を「大阪府男女共同参画推進連絡会議」に改称</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 13 (2001)		<p>■ 6月 男女共同参画会議「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」公表 「男女共同参画週間」スタート</p> <p>■ 7月 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見」公表</p> <p>■ 11月 「女性に対する暴力をなくす運動」スタート</p>	<p>■ 7月 大阪府男女協働社会づくり審議会条例検討専門部会「検討骨子」公表 「<b>大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)</b>」策定</p> <p>■ 11月 「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称 「大阪府女性施策企画推進員」を「大阪府男女共同参画企画推進員」に改称し、大阪府男女共同参画推進本部へ組込む</p> <p>■ 12月 大阪府男女協働社会づくり審議会「男女共同参画社会の実現に関する条例の基本的な考え方」答申 大阪府男女共同参画推進条例案骨子公表</p>
平成 14 (2002)		<p>■ 4月 男女共同参画会議「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」公表</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」公表</p> <p>■ 10月 男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」公表</p>	<p>■ 2月 大阪府議会へ「大阪府男女共同参画推進条例案」を上程</p> <p>■ 3月 大阪府男女共同参画推進条例、全会一致で可決、公布</p> <p>■ 4月 <b>大阪府男女共同参画推進条例施行</b></p> <p>■ 8月 <b>大阪府男女共同参画施策苦情処理制度開始</b></p> <p>■ 11月 千葉、大阪、熊本の3府県女性知事から国に対し、「千葉、大阪、熊本から放つ3本の矢と5つの提言—3人の女性知事による政策アピールと国への提言—」</p>



年	世 界	国	大 阪 府
平成 15 (2003)	<p>■ 7月 女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議</p> <p>■ 8月 第4回・第5回報告に対する女子差別撤廃委員会最終コメント</p>	<p>■ 3月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第1次報告（女性研究者への支援）</p> <p>■ 4月 男女共同参画会議 基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策について」公表 男女共同参画会議「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」公表</p> <p>■ 6月 男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定</p> <p>■ 7月 男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（男女共同参画にかかわる情報の収集、整備、提供）」公表 次世代育成支援対策推進法 成立、施行 少子化社会対策基本法 成立 [平 15.9 施行]</p> <p>■ 10月 文部科学省 女性の多様なキャリアを支援するための懇談会「多様なキャリアが社会を変える」第2次報告（女性のキャリアと生涯学習の関わりから）</p>	<p>■ 1月 「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」諮問 大阪府男女共同参画年次報告「大阪府の男女共同参画の現状と施策」発行 大阪府男女共同参画企画推進員「大阪府が男女共同参画のモデル職場となるために」提言</p> <p>■ 4月 「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更 大阪府男女共同参画推進本部「男女共同参画モデル職場づくりのための10の取組」を大阪府男女共同参画推進責任者会議(3月)決定を経て推進本部へ報告</p> <p>■ 6月 ドーンセンター入館者 400万人を突破</p> <p>■ 7月 北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事から、「参議院共生社会に関する調査会」に対し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しについて要望</p> <p>■ 10月 女性のチャレンジフェア開催 女性知事リレーフォーラム(北海道、千葉、大阪、熊本の4道府県女性知事)ほか</p> <p>■ 11月 4道府県女性知事から国に対し、「4人の女性知事が四輪駆動で牽引する5つの改革」提言</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 15 (2003)			<p>■ 1 2 月</p> <p>大阪府男女共同参画審議会「大阪府における男女共同参画施策等の推進方策について」答申</p> <p>全国知事会に「男女共同参画研究会」設置（構成員：北海道、岩手県、千葉県、新潟県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県の知事）</p>
平成 16 (2004)		<p>■ 4 月</p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」の改正 [平 16. 10 施行]</p> <p>■ 6 月</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 [平 16. 12 施行]</p> <p>男女共同参画社会の将来像検討会報告書「男女共同参画は日本社会の希望」公表</p> <p>■ 7 月</p> <p>男女共同参画会議に「男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 1 2 月</p> <p>育児・介護休業法の改正 [平 17. 4 施行]</p> <p>児童福祉法の改正、施行</p>	<p>■ 6 月</p> <p>財大阪府男女共同参画推進財団が、「新・10年プラン ～創造から成熟の10年へー男女共同参画社会をめざして～」を策定</p> <p>■ 1 1 月</p> <p>ドーンセンター開館 10 周年「女性エンパワメントフォーラム 2004」を開催</p> <p>第 12 回大阪府男女共同参画審議会に「おおさか男女共同参画プラン」の改訂に関する基本的な考え方について諮問</p>
平成 17 (2005)	<p>■ 2～3 月</p> <p>国連「北京+10」世界閣僚級会合（第 49 回国連婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催</p>	<p>■ 5 月</p> <p>男女共同参画会議 男女共同参画基本計画に関する専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」公表</p> <p>■ 5～6 月</p> <p>内閣府男女共同参画局「男女共同参画基本計画改定についての公聴会」を大阪などで開催</p>	<p>■ 3 月</p> <p>大阪府次世代育成支援行動計画（子ども・未来プラン）策定</p> <p>全国知事会男女共同研究会「DV対策の推進」「自治体における女性職員の登用、働きやすい職場環境づくり」、「女性の健康支援」に関する調査及び「次世代育成支援対策推進のための調査」報告</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 17 (2005)		<p>■ 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」答申</p> <p>■ 8月 労働政策審議会雇用均等分科会「(今後の男女雇用機会均等対策に関する)審議状況(中間的とりまとめ)」公表</p> <p>■ 9月 男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」公表</p> <p>■ 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</p>	<p>■ 4月 大阪府特定事業主行動計画(みんなでサポート!子育てしやすい環境づくり)策定</p> <p>■ 5月 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置</p> <p>■ 7月 全国知事会に「男女共同参画特別委員会」設置(委員:北海道、秋田県、千葉県、大阪府、鳥取県、佐賀県、熊本県、宮崎県の知事)</p> <p>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(素案)」のパブリックコメント実施</p> <p>■ 10月 大阪府男女共同参画審議会から『『おおさか男女共同参画プラン』の改訂に関する基本的な考え方について』答申 大阪府立女性総合センター条例の改正 [平 18. 4 施行]</p> <p>■ 11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定、公表</p>
平成 18 (2006)		<p>■ 6月 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)及び労働基準法の改正 [平 19. 4 施行]</p> <p>■ 9月 「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」公表</p>	<p>■ 3月 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定、4月公表</p> <p>■ 6月 「いきいき企業サーチネット」開設</p> <p>■ 9月 「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」の設置</p>
平成 19 (2007)		<p>■ 3月 男女共同参画会議「監視・影響調査専門調査会「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 5月 パートタイム労働法の改正[平 20. 4 施行、一部平 19. 7 施行]</p> <p>■ 7月</p>	<p>■ 2月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置</p> <p>■ 6月 第 17 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における男女共同参画施策</p>

年	世 界	国	大 阪 府
		<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正[平 20.1 施行]</p> <p>男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向」報告公表</p> <p>■ 12月</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</p>	<p>の検証・評価システムのあり方について」諮問</p> <p>■ 12月</p> <p>上川男女共同参画担当大臣と女性知事の懇談会を大阪で開催</p>
平成 20 (2008)		<p>■ 4月</p> <p>男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定</p> <p>■ 6月</p> <p>男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査報告書」公表</p> <p>■ 10月</p> <p>男女共同参画会議 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」公表</p> <p>■ 12月</p> <p>児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正 [平 21.4 施行 他]</p>	<p>■ 4月</p> <p>大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について」答申</p> <p>「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設</p> <p>■ 12月</p> <p>第 20 回大阪府男女共同参画審議会に「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」諮問</p>
平成 21 (2009)	<p>■ 8月</p> <p>女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 第 6 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解</p>	<p>■ 3月</p> <p>男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問</p> <p>■ 4月</p> <p>男女共同参画シンボルマーク決定</p> <p>■ 6月</p> <p>「男女共同参画社会基本法」制定から 10 周年 「育児・介護休業法」の改正 [平 22.6 施行 他]</p>	<p>■ 4月</p> <p>「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称</p> <p>■ 5月</p> <p>「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定</p>

年	世 界	国	大 阪 府
平成 22 (2010)	<p>■ 3月 国連「北京+15」世界閣僚級会合 (第54回国際婦人の地位委員会)をニ ューヨークの国連本部にて開催</p>	<p>■ 7月 男女共同参画会議 「第3次男女共同参画基本計画策定に 当たっての基本的な考え方」答申</p> <p>■ 12月 「第3次男女共同参画基本計画策定」</p>	
平成 23 (2011)	<p>■ 1月 「ジェンダー平等と女性のエンパ ワメントのための国連機関 (UN W omen)」発足</p>		<p>■ 1月 大阪府男女共同参画審議会から「大 阪府における新たな男女共同参画計画 の策定に関する基本的な考え方につい て」答申</p> <p>■ 2月 「新大阪府男女共同参画計画 (素案)」 のパブリックコメント実施</p>
平成 23 (2011)			<p>■ 5月 「おおさか男女共同参画プラン (2011-2015)」策定</p>
平成 24 (2012)	<p>■ 10月 ラオス人民民主共和国ビエンチャン 特別市において「第1回女性に関する ASEAN閣僚級会合」開催</p>	<p>■ 6月 女性の活躍による経済活性化を推進 する関係閣僚会議において「『女性の 活躍促進による経済活性化』」行動計 画～働く『なでしこ』大作戦～」策定</p>	<p>■ 3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する基本計画 (2012-2016)」策定</p>
平成 25 (2013)		<p>■ 3月 若者・女性活躍推進フォーラムの開 催、提言</p> <p>■ 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律」一部改正 (平 成26年1月施行)</p>	
平成 26 (2014)	<p>■ 3月 第58回国連婦人の地位委員会「自 然災害におけるジェンダー平等と女性 のエンパワメント」決議案採択</p>	<p>■ 10月 「すべての女性が輝く社会づくり本 部」の設置 「すべての女性が輝く社会づくり推 進室」の発足</p>	
平成 27 (2015)	<p>■ 3月 第59回国連婦人の地位委員会「北 京+20」記念会合 第3回国連防災世界会議「仙台防災 枠組」採択</p>	<p>■ 6月 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定</p> <p>■ 8月 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律が成立 (28日)</p> <p>■ 9月 女性の職業生活における活躍の推進 に関する基本方針を閣議決定 (25日)</p>	<p>■ 7月 OSAKA女性活躍推進会議の設置 (30日)</p> <p>■ 8月 大阪府男女共同参画審議会から「大 阪府における新たな男女共同参画計 画の策定に関する基本的な考え方につ いて」答申 (25日)</p>